○農林水産省告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市厳美町字横森一二五の一九〇・一二五の二二三・一二五の二二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二五の一八三、一二五の一八四、一二五の一八六、一二五の二二二、一二五の二二五、一二五の二二六、一二五の二三九から一二五の二四四まで、一二五の三二七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市藤沢町保呂羽字上野平一五〇、一五一の二、一五一の三、一五二の一、一五三の一から一五三の三まで、一五四の一、一五四の三から一五四の五まで、一五四の九、一五五から一六三まで、一六四の一、一六五の一、一六五の二、一六六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市萩荘字大沢二の一八（次の図に示す部分に限る。）、二の一、二の六、二の七、二の九から二の一二まで、二の一四、二の一六、二の一七、八の一、八の二、一八、一九の一から一九の三まで、二七の一、二七の四、二七の五、二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市花泉町老松字田野沢山一の一、一の五九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市室根町津谷川字古金生一の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第五十四条第二項において準用する第五十三条第一項の規定に基づき、次のように同法第四十七条第一項の登録の更新を行ったので、同法第八十八条第一項第三号の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
一　液化石油ガス用ガス栓	一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会 東京都港区新橋一丁目十八番六号

（参考）

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都港区新橋一丁目十八番六号　共栄火災ビル）

(2)　中央検査所（神奈川県綾瀬市深谷中八丁目五番七号）

(3)　大阪支所（大阪府大阪市中央区本町四丁目五番三号　大和本町ビル）

(4)　名古屋支所（愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目八番十三号　彫清ビル南館）

(5)　山梨支所（山梨県韮崎市富士見一丁目七番三号　清水ビル）